

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

農政企画課

- 岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

林政課

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 港湾施設の指定の一部改正

港湾課

（県例規集登載）

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

- 保育士登録関係手数料の徴収事務の委託

子ども未来課

- 滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

住宅課

### 【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

- 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

- 公共測量の実施

監理課

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

### 【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定

〃

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し

〃

### 【正誤】

- 通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則の正誤

人事委員会

- 在宅勤務等手当に関する規則の正誤

〃

- 岡山県監査事務局文書保存分類表の正誤

監査事務局

- 岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正の正誤

教育委員会

- 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の正誤

運転免許課

（以上県例規集登載）

◎岡山県規則第四十二号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第一号及び第二項第一号中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十三号

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岡山県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「令和六年三月三十一日」を「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）第六条第二項に規定する日」に、「同項」を「前項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百七十五号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号(港湾施設の指定)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

本文中「」第五条第二項」を「」第七条第二項」に改める。  
表児島港の項中

上屋	倉敷市児島小川町三、六九六番地 地先	三、二九三・二八平方 メートル 甲地 一区画 三、二 九三・二八平方メー トル
	倉敷市児島田ノ口七丁目一二〇〇 番地	一号 四六一・五四平 方メートル 二号 五二四・八四平 方メートル

を

倉敷市児島小川町三、六九六番地 地先	三、二九三・二八平方 メートル 甲地 一区画 三、二 九三・二八平方メー トル
-----------------------	---

に改める。

◎岡山県告示第二百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

岡山県知事 伊原 隆 太

令和七年五月二十七日

指定を更新した医療機関

所在地

更新年月日

医療法人福寿会 藤戸クリニック

倉敷市藤戸町藤戸一五七三一

令和七年六月一日

◎岡山県告示第二百七十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、徴収の事務を次のとおり委託した。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例（令和五年岡山県条例第十一号）に基づく保育士の登録の申請に対する審査並びに保育士登録証の書換え交付及び再交付に係る手数料（以下「保育士登録関係手数料」という。）の徴収の事務

二 委託した収入の種類

保育士登録関係手数料

三 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都千代田区麹町一丁目六番地二 麹町一丁目ビル六階

登録事務処理センター事務所

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百七十八号

地方自治法施行令第等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料のうち、県営住宅を退去した者及びその保証人又は連帯保証人による滞納に係るものの収納の事務

二 委託した収入の種類

滞納に係る県営住宅の家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の名称及び所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号芝浦前川ビル五階

ニッテレ債権回収株式会社本社

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 令和7年5月27日 岡山県公報 第12704号

〔二三五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール津山

所在地 津山市河辺字桑ノ木一〇〇〇番地一ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 古澤 康之

### 3 変更事項

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(変更後)

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 古澤 康之

#### (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

ほか三者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更後)

名称 イオンリテール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 古澤 康之

ほか三者（届出書別紙に記載のとおり）

### 4 変更年月日

令和七年三月一日ほか

## 二 届出年月日

令和七年五月十五日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和七年五月二十七日から同年九月二十七日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二三六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。  
令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称  
高崎土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 就任役員

氏名 氏名

藤原 安生

佐藤 誠

住所

岡山市南区西高崎三八

〃  
〃  
〃  
三六

理事監

事の別

〃 理事

令和7年5月27日 岡山県公報 第12704号

〔二三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	測量期間
岡山市全域	公共測量（3D都市モデル作成）	令和七年五月二十日から令和八年三月三十一日まで
岡山市	公共測量（車載写真レーザ測量）	令和七年五月二十日から令和八年三月三十一日まで
岡山市北区幸町地内	公共測量（LidarSLAM技術を用いた測量）	令和七年五月二十日から令和八年三月三十一日まで

令和7年5月27日 岡山県公報 第12704号

〔二三八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町東川面、江良、本堀及び浅海地内
測量の種類	公共測量（UAVレーザ測量）
測量期間	令和七年五月十五日から同年七月二十日まで

令和7年5月27日 岡山県公報 第12704号

〔二三九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四〇一六号 令和七年五月十六 日	井原市木之子町字黒ヶ坪三二二一 番一、三二二一番四の一部	六・〇〇	四一・七七

〔二四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
浅口市金光町大谷二三四二番一の一部、二三四四番一の一部、二三四六番の一部
- 二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名  
浅口市金光町大谷二三四六番地  
丸本運輸株式会社  
代表取締役 丸本 栄作
- 三 許可年月日及び許可番号  
令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三六号

〔二四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字仮屋一三〇一番二一、一三〇一番一四、一三〇一番一七、一三〇一番

一八、一三〇一番二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市連島一丁目一三番八―五号メゾン・グランデイル一〇二一

元太 孝文

総社市宿一三四六番地一

元太 袈耶香

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十五日岡山県指令建指第四二三号

〔二四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年五月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町大谷二三四二番一の一部、二三四四番一の一部、二三四六番の一部

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町大谷二三四六番地

丸本運輸株式会社

代表取締役 丸本 栄作

五 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三六号

◎岡山県選管告示第三十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和七年五月十九日から適用する。

令和七年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中

特別養護老人ホームあじ さいのおか牛窓	瀬戸内市牛窓町長浜一七 四五―一	を
介護付有料老人ホームコ ンフォールひなせ	備前市日生町日生南椿ノ 浦二五八三―一	に改める。
特別養護老人ホームあじ さいのおか牛窓	瀬戸内市牛窓町長浜一七 四五―一	

◎岡山県選管告示第三十四号  
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、岡山市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。  
 令和七年五月二十七日

岡山県選挙管理委員会  
 委員長 大林裕一

西大寺ふれあいセンター	施設の名称	所在地			施設の管理者	施設の程度	指定年月日
岡山市東区西大寺中二丁目一六番三三号	岡山県選挙管理委員会						
公益財団法人岡山市ふれあい公社	面積(㎡)	収容人員	照明	施設の程度	指定年月日		
	ふれあいホール 三四二	三〇〇	有		令和七年四月十八日		



〔四〕令和七年三月二十一日付け（号外）公布通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第三号）に誤りがあった。

頁・行	一・終わりから一	五・終わりから一八
誤	<p>新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」とい新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」とい</p>	<p>第十七第一項</p>
正	<p>新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」とい</p>	<p>第十七条第一項</p>

〔五〕令和七年三月二十一日付け（号外）公布在宅勤務等手当に関する規則（岡山県人事委員会規則第十八号）に誤りがあった。

頁・行	二・終わりから七
誤	第六号まで
正	第五号まで

〔六〕令和七年三月二十八日付け公布岡山県監査委員訓令第一号（岡山県監査事務局文書保存分類表）に誤りがあった。

頁・行	二・終わりか ら五	二・終わりか ら二
誤	一 この	二
正	1 この	2

〔七〕令和七年三月二十八日付け公布岡山県教育委員会訓令第一号（岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
四・九	「第4次岡山人権教育推進プラン」や「岡山人権教育推進プラン」	「第4次岡山県人権教育推進プラン」や「岡山県人権教育推進プラン」
五・終わるか ら二		 5

〔八〕令和七年一月三十一日付け公布岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（岡山県公安委員会規則第一号）に誤りがあつた。

頁・行	誤	正
一・終わりから一三	第九十二条の二第一項の表の備考一の四	第九十二条の二第一項の表の備考一の4
六	第21条	第20条
八	第21条	第20条